

## むつ市魚市場事業経営戦略

団 体 名 : むつ市

事 業 名 : むつ市魚市場事業特別会計

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事業開始年月	昭和48年2月
職 員 数	0人(市職員による兼務)	市場種別区分	地方卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	平成29年度整備完了	次回再整備予定年度	なし
広 域 化 実 施 状 況	該当なし		
民間活用の状況	ア 民間委託	該当なし	
	イ 指定管理者制度	平成30年度から指定管理者制度を導入	
	ウ PPP・PFI	該当なし	

## (2) 使用料形態

売上高割使用料の 概要・考え方	条例、規則に基づき、鮮魚介類一卸売金額の1,000分の5、塩干冷凍魚介類、海藻類及び海獣肉、加工水産物、その他の水産物一卸売金額の1,000分の2を卸売業者から徴収、通過による魚介藻類一評価額の1,000分の10を生産者から徴収しています。いずれも指定管理者の利用料収入となります。	
施設使用料の方 概要・考え方	条例に基づき、研修室全面使用1時間につき840円、研修室半面使用1時間につき420円、会議室使用1時間につき220円を使用者から徴収しています。また、電気、水道、備品の使用料を使用者から徴収しており、いずれも指定管理者の利用料収入となります。	
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 30 年 4 月 1 日	

## (3) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
	H29			1,068			1,068	
	H30			1,028			1,028	
	R元			1,173			1,173	
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
	H29			869			869	
	H30			792			792	
	R元			843			843	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	195.89%		H30	900.18%		R1	17.97%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29	64.16%		H30	3.36%		R1	0.03%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29	1.21%		H30	3.70%		R1	94.61%
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載	H29	%		H30	2.37%		R1	4.8%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29	10339.46%		H30	567636.36%		R1	30892200.00%

「経常収支比率」は経常費用が経常収益でどの程度まで賄われているかを示す数値で、100%以上が望ましいとされています。

R1年度は地方債の償還が始まったため、経常収支比率が17.97%に低下しています。

「経費回収率」は、経営状況の健全性を示す数値で100%が良いとされています。

当魚市場ではH30年度から低い数値で推移しています。これはH30年度から指定管理者制度を導入し、使用料収入が指定管理者の収入となるため、使用料収入やその他営業収益で費用を賄うことができないためです。

「他会計補助金比率」は、他会計からの繰入金への依存度を示す数値で、低い方が良いとされています。

当魚市場において、R1年度は94.6%となっており、地方債償還金を含め、一般会計繰入金に依存しているためです。

「有形固定資産減価償却率」は、資産の老朽化の程度を示すもので、高いほど老朽化が進んでいるとされています。

当魚市場はH30年度供用開始の新しい施設であり、低い率となっています。

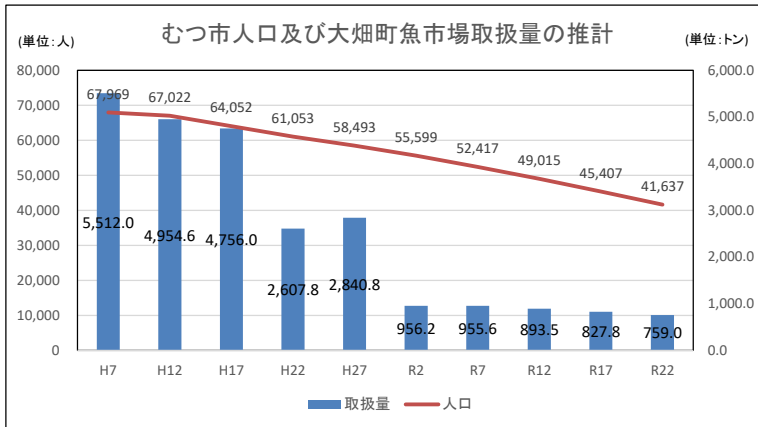
「企業債残高対料金収入比率」は、料金収入に対する企業債残高の割合を示す数値で、低いほど良いとされています。

当魚市場はH30年度から指定管理者制度導入により、使用料が指定管理者の収入となること、地方債償還開始直後であり地方債残高が多いことから、高い数値となっています。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 取扱高(t)の見通し

本魚市場では、漁獲量減少、人口減少、ライフスタイルの変化による消費量の低迷など、流通環境の変化により取扱量は減少傾向となっています。  
取扱量推計については、平成27年から令和元年までの取扱量の実績と、むつ市の人口から一人当たりの年間消費量を算出し、推計人口の統計に乗じる方法で推計したところ、令和2年の取扱量956.2トンに対し、10年後の令和12年には893.5トンと6.6%の減少が見込まれます。



#### [推計方法]

- 取扱量は、次の方法により推計。
- ① 平成27年から令和元年までのむつ市全体取扱量とむつ市の人口から、一人当たりの年間取扱量を算出し、推計人口に乗じることにより令和7年以降のむつ市全体取扱量を推計。
- ② ①で算出した取扱量に、むつ市全体取扱量に占める当魚市場取扱量の割合を乗じて、当魚市場の令和7年以降の取扱量を推計。

(人口)H27まで総務省「国勢調査」、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30推計)」

### (2) 使用料収入の見通し

本魚市場の使用料収入は、取扱金額に応じた卸売場使用料と、施設使用料としての研修室等使用料で構成されており、指定管理者の収入となります。

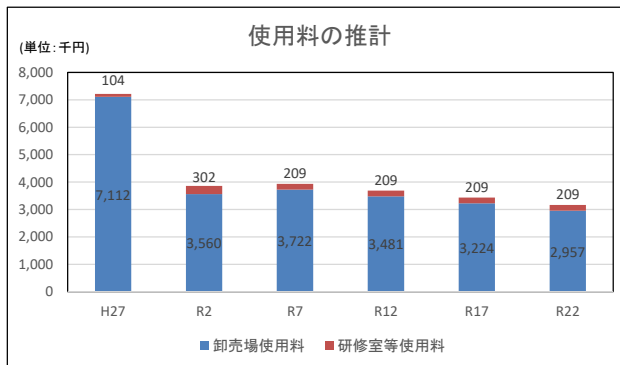
令和2年度を基準とした、10年後の使用料収入は以下のように見込んでいます。

卸売場使用料 : R2年度 ⇒ R12年度 ▲79千円

研修室等使用料 : R2年度 ⇒ R12年度 ▲3千円

卸売場使用料は漁獲量減少、人口減少による取扱量の減少に伴い、10年間で2.2%減少する見込みです。

研修室等使用料は、概ね横ばいで推移する見込みとなっています。



#### [推計方法]

- 卸売場使用料は、次の方法により推計。
- ① 平成27年から令和元年までのむつ市全体取扱金額とむつ市の人口から、一人当たりの年間取扱金額を算出し、推計人口に乗じることによりむつ市全体取扱金額を推計。
- ② ①で算出した取扱金額に、むつ市全体取扱金額に占める当魚市場取扱金額の割合を乗じて、当魚市場の取扱金額を推計。
- ③ ②で算出した当魚市場の取扱金額に次の使用料率を乗じて合算。

取扱金額の95% → 5/1,000  
取扱金額の5% → 2/1,000

・研修室等使用料は、当魚市場稼働後3年間の平均から推計。(平成30年度～令和2年度)

#### 使用料収入実績

(単位:千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
卸売場使用料	6,465	7,112	4,597	4,196	3,584	3,957
研修室等使用料	104	104	115	115	25	301

(3) 施設の見通し

当魚市場は、平成29年度に整備完了、平成30年4月から供用開始した施設であり、当面の間は大規模な改修等を予定していません。今後は施設や設備の保守点検を行い、故障が発生した際には随時対応していきます。

(4) 組織の見通し

指定管理者制度を採用しており、当魚市場の管理に関しては、職員1人が兼任で業務にあたっています。魚市場運営は、生産者や買受人等民間事業者の営利活動と直結しているという特殊性を有しているため、職員が代わってもそのノウハウを継承するために、情報共有や業務の見える化を図っていく必要があります。

3. 経営の基本方針

1. 指定管理者制度を活用した効率的な市場流通の実現と競争力の確保
2. 公正かつ透明性のある市場取引の確保
3. 持続的な市場運営の確保

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の有効活用</li> <li>・適正な維持管理による施設の長寿命化</li> </ul>
-----	--

当魚市場は耐震基準を満たすなど防災安全対策が施されており、施設や設備も将来の取扱高や漁業者数を考慮した合理的な規模となっていることから、廃止・統合は検討しておりません。また施設整備後間もないことから、早急に改修・更新すべき施設や設備はないため、当計画期間内においては、現在の施設を長年にわたり使用していくための適正な維持管理に努めることとします。  
将来的に施設や設備の更新をする際には、民間資金・ノウハウの活用、投資の平準化、広域化も視野に入れ、検討することとします。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計繰入金の適正額の確保</li> </ul>
-----	---

指定管理者制度導入により使用料は指定管理者の収入となること、収入増加につながるような遊休資産等がないことから、施設管理に要する経費以外の財源は一般会計繰入金に依存している現状にあります。今後も一般会計からの繰入額適正化に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成30年度から当魚市場の管理においては指定管理者制度を導入しており、使用料が指定管理者の収入となる一方、施設管理に要する経費は指定管理者が負担することとなっています。現在、使用料収入で経費を賄うことができているため、指定管理料は発生していません。  
収支計画における経費は、建物災害保険料、漁港施設の占用料、指定管理協定において魚市場事業特別会計で負担すべきと定められている支出等に要するものであり、必要かつ合理的な額を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	供用開始からの経過年数は3年であり、改築・更新の検討を必要としていません。今後施設の老朽化に伴い改築・更新が必要となった際には、民間活用も視野に入れて検討することとします。
投資の平準化	今後施設の老朽化に伴い改築・更新が必要となった際には、優先順位を検討しつつ、計画的に実施します。また、民間活用も検討し、投資の平準化を図ります。
広域化	広域化は、集荷・販売の効率化が期待でき、取扱高や取扱品目の増加による機能強化を図ることができるので、今後施設の老朽化に伴い改築・更新が必要となった際には、調査・検討を行います。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	現在は、施設管理業務(指定管理業務)内において、概ね収支は均衡しているため、使用料率は維持します。今後取扱高の状況に応じて、必要があれば再考します。
企業債	施設整備終了したばかりなので、当面の間企業債発行予定はありません。
繰入金	地方債償還や指定管理者が負担すべき経費以外の支出のために、一般会計から繰入を行うことは財政当局と協議済みであり、今後も適正額を繰入します。
資産の有効活用等による収入増加の取組	遊休資産等はないので、魚市場の維持管理を行いながら資産の有効活用に努めます。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	指定管理協定締結後に新たに必要となった委託業務以外、全て指定管理者の負担となっています。点検の頻度、方法等は効率的なものであるため、今後も継続します。
管理運営費	一部の委託料と指定管理協定の負担区分に基づく修繕料を除き、管理運営費は指定管理者の負担となっています。今後も同様に継続します。
職員給与費	兼務のため、むつ市魚市場事業特別会計における職員給与費はありません。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	当魚市場は青森県下北地区における唯一の公設市場であり、生鮮食料品を安定的に供給する流通拠点として重要な役割を果たしているため、今後もサービスを継続する必要があります。
公営企業として実施する必要性	当魚市場が果たす地域の生鮮食料品流通への貢献と、それによる地域経済への貢献は大きいため、今後も公営企業の形態で事業を継続していきます。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は今後の社会情勢の変化や魚市場を取り巻く環境の変化などを踏まえ、概ね5年毎に計画の見直しを行います。また、毎年度経営戦略と実績値の比較を行い、投資財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合には、随時見直しを行います。
---------------------	---



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	17.97	18.78	7.41	6.08	5.46	5.42	5.39	5.35	5.32	5.72	6.20	14.06
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	2	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	617,844	606,415	570,019	525,316	475,477	425,638	375,799	325,961	276,122	230,339	188,611	171,850

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収益的収支分	1,005	2,642	2,910	2,892	2,873	2,853	2,834	2,814	2,794	2,775	2,756	2,739
うち基準内繰入金	120	116	111	106	101	95	90	84	78	73	67	62
うち基準外繰入金	885	2,526	2,799	2,786	2,772	2,758	2,744	2,730	2,716	2,702	2,689	2,677
資本的収支分	6,556	11,430	36,396	44,704	49,839	49,839	49,839	49,839	49,839	45,784	41,728	16,761
うち基準内繰入金	1,250	1,659	1,659	5,124	7,691	7,691	7,691	7,691	7,691	7,691	7,691	7,691
うち基準外繰入金	5,306	9,771	34,737	39,580	42,148	42,148	42,148	42,148	42,148	38,093	34,037	9,070
合 計	7,561	14,072	39,306	47,596	52,712	52,692	52,673	52,653	52,633	48,559	44,484	19,500